

平成17年12月期 個別中間財務諸表の概要

平成17年 8月26日

会社名 株式会社ジェイホーム 上場取引所 JASDAQ
 コード番号 2721 本社所在都道府県 東京都
 (URL <http://www.j-home.com>)
 代表者 役職名 代表取締役
 氏名 大宮 健次
 問い合わせ先 責任者役職名 取締役経営管理室長
 氏名 安藤 剛 TEL (03) 5324 - 6261
 決算取締役会開催日 平成17年 8月26日 中間配当制度の有無 有
 中間配当支払開始日 平成 - 年 - 月 - 日 単元株制度採用の有無 無

1. 17年6月中間期の業績(平成17年1月1日~平成17年6月30日)

(1) 経営成績 (百万円未満切捨)

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
17年6月中間期	22 (55.9)	23 (-)	22 (-)
16年6月中間期	50 (25.3)	1 (-)	0 (-)
16年12月期	85 (33.4)	14 (-)	12 (-)

	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益
	百万円 %	円 銭
17年6月中間期	22 (-)	2,704 79
16年6月中間期	1 (-)	216 94
16年12月期	14 (-)	1,725 08

(注) 1. 期中平均株式数 17年6月中間期 8,298株 16年6月中間期 8,298株 16年12月期 8,298株
 2. 会計処理の方法の変更 無
 3. 売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
17年6月中間期	- -	
16年6月中間期	- -	
16年12月期		300 00

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
17年6月中間期	369	328	89.0	39,619 47
16年6月中間期	392	366	93.3	44,132 39
16年12月期	387	353	91.3	42,624 26

(注) 1. 期末発行済株式数 17年6月中間期 8,298株 16年6月中間期 8,298株 16年12月期 8,298株
 2. 期末自己株式数 17年6月中間期 -株 16年6月中間期 -株 16年12月期 -株

2. 17年12月期の業績予想(平成17年1月1日~平成17年12月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期末	
				円 銭	円 銭
通 期	90	8	4	300 00	300 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 482円04銭

* 上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき算定しており、今後の経済状況等の変化により、実際の業績は予想値と異なる結果となる場合があります。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間末 (平成16年6月30日現在)		当中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年12月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%		%
流動資産						
1. 現金及び預金	83,381		76,470		144,155	
2. 未収入金	49,723		20,619		10,476	
3. 短期貸付金	46,000		71,900		24,715	
4. 立替金	65,287		49,696		54,846	
5. その他	7,227		7,736		6,237	
流動資産合計	251,620	64.1	226,424	61.3	240,431	62.0
固定資産						
1. 有形固定資産	16,020	4.1	11,310	3.0	13,756	3.6
2. 無形固定資産	1,885	0.5	1,340	0.4	1,581	0.4
3. 投資その他の資産						
(1) 関係会社株式	90,000		100,000		100,000	
(2) 敷金及び保証金	25,375		25,375		25,375	
(3) その他	7,695		5,110		6,391	
投資その他の資産合計	123,071	31.3	130,485	35.3	131,767	34.0
固定資産合計	140,977	35.9	143,137	38.7	147,105	38.0
資産合計	392,597	100.0	369,561	100.0	387,536	100.0

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間末 (平成16年6月30日現在)		当中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年12月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%		%
流動負債						
1. 未払金	2,475		2,300		2,569	
2. 未払法人税等	148		381		144	
3. 預り金	21,569		37,194		29,629	
4. 繰延税金負債	58		112		112	
5. その他	1,909		753		1,271	
流動負債合計	26,162	6.7	40,742	11.0	33,728	8.7
固定負債						
1. 繰延税金負債	225		56		112	
固定負債合計	225	0.0	56	0.0	112	0.0
負債合計	26,387	6.7	40,799	11.0	33,840	8.7
(資本の部)						
資本金	130,829	33.3	130,829	35.4	130,829	33.8
資本剰余金						
1. 資本準備金	94,725		94,725		94,725	
資本剰余金合計	94,725	24.2	94,725	25.7	94,725	24.4
利益剰余金						
1. 利益準備金	750		750		750	
2. 任意積立金	830		553		830	
3. 中間(当期)未処分利益	139,075		101,904		126,561	
利益剰余金合計	140,655	35.8	103,207	27.9	128,141	33.1
資本合計	366,210	93.3	328,762	89.0	353,696	91.3
負債資本合計	392,597	100.0	369,561	100.0	387,536	100.0

中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)			当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比	金 額		百分比
			%			%			%
売 上 高		50,537	100.0		22,283	100.0		85,591	100.0
売 上 原 価									
売 上 総 利 益		50,537	100.0		22,283	100.0		85,591	100.0
販売費及び一般管理費		51,899	102.7		46,036	206.6		100,110	117.0
営 業 損 失		1,362	2.7		23,753	106.6		14,518	17.0
営 業 外 収 益 1		992	1.9		1,486	6.7		1,734	2.0
営 業 外 費 用 2		11	0.0		89	0.4		28	0.0
経 常 損 失		381	0.8		22,355	100.3		12,812	15.0
税引前中間(当期)純損失		381	0.8		22,355	100.3		12,812	15.0
法人税、住民税及び事業税	145			145			286		
法 人 税 等 調 整 額	1,274	1,419	2.8	56	88	0.4	1,215	1,501	1.7
中間(当期)純損失		1,800	3.6		22,444	100.7		14,314	16.7
前 期 繰 越 利 益		140,875			124,348			140,875	
中間(当期)未処分利益		139,075			101,904			126,561	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	前 中 間 会 計 期 間 (自 平成16年 1月 1日) (至 平成16年 6月 30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成17年 1月 1日) (至 平成17年 6月 30日)	前 事 業 年 度 (自 平成16年 1月 1日) (至 平成16年 12月 31日)
1. 資産の評価基準および評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	有価証券 子会社株式 同左	有価証券 子会社株式 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5年～15年</p> <p>車両運搬具 6年</p> <p>工具器具備品 3年～7年</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>b 商標権 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 同左</p> <p>b 商標権 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 同左</p> <p>b 商標権 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について 同左	消費税等の会計処理について 同左

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)
立替金は総資産額の5/100を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前期は流動資産その他に13,431千円含まれております。	—————

追 加 情 報

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日 至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)
(税効果会計) 中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による特別償却準備金の取り崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	(税効果会計) 同左	—————

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年6月30日現在)	当中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)	前事業年度末 (平成16年12月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 22,804千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 28,114千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 25,668千円
2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 17,033千円	2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 23,007千円	2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 52,321千円
3 消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	3 消費税等の取扱い 同左	3 消費税等の取扱い _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年1月1日 至平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	前事業年度 (自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 706千円 受取手数料 285千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 474千円 受取手数料 285千円 受取保険金 725千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,128千円 受取手数料 571千円
2 営業外費用の主要項目 支払利息 11千円	2 営業外費用の主要項目 支払利息 89千円	2 営業外費用の主要項目 支払利息 28千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 2,789千円 無形固定資産 303千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 2,445千円 無形固定資産 240千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 5,653千円 無形固定資産 606千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 事業の内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額も3,000千円以下であるため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき、注記を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 事業の内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額も3,000千円以下であるため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき、注記は省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成16年6月30日現在)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成17年6月30日現在)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成16年12月31日現在)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自平成16年1月1日 至平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	前事業年度 (自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)
1株当たり純資産額	44,132円39銭	39,619円47銭	42,624円26銭
1株当たり中間(当期)純損失	216円94銭	2,704円79銭	1,725円08銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式は存在するもの の1株当たり中間純損失で あるため記載しておりませ ん。	同左	潜在株式は存在するもの の1株当たり当期純損失で あるため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自平成16年1月1日 至平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	前事業年度 (自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失	1,800	22,444	14,314
普通株主に帰属しない金額			
普通株式に係る中間(当期)純損失	1,800	22,444	14,314
期中平均株式数(株)	8,298	8,298	8,298
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額			
普通株式増加数(株)			
(うち新株予約権)			()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数370個)	新株予約権2種類 (新株予約権の数845個)	新株予約権2種類 (新株予約権の数845個)

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年12月31日)</p>
<p>(子会社の新設について) 平成16年7月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のとおり子会社を設立いたします。</p> <p>1. 新設子会社の概要</p> <p>(1) 商号 株式会社メガシステム</p> <p>(2) 会社の目的 外断熱工法住宅に必要な建材の開発、製造および販売</p> <p>(3) 設立年月日 平成16年8月3日</p> <p>(4) 本店所在地 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号</p> <p>(5) 代表者 代表取締役 大宮健次 (当社代表取締役)</p> <p>(6) 資本金 1,000万円</p> <p>(7) 従業員数 3人</p> <p>(8) 大株主構成および所有割合 株式会社ジェイホーム 100%</p> <p>(9) 発行済株式総数 200株</p> <p>(10) 決算期 12月</p> <p>(11) 当社との資本関係、人的関係、取引関係等の概要</p> <p>資本関係 100%出資子会社 人的関係 当社取締役2名、監査役1名および従業員1名が役員として就任 取引関係 持株会社</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(新株予約権の発行について) 当社は、平成17年3月29日開催の定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の通り、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議した。</p> <p>1 株主以外の者に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、2の要領に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けるもの 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員(以下「対象者」という)</p> <p>(2) 新株予約権発行の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 500株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{株式数}}$ <p>また当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 500個を上限とする。 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1株。ただし前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)</p>

前中間会計期間 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)	前事業年度 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年12月31日)
		<p>(4) 新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額 新株予約権1個当たりの払込金額は、次に決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行1株当たり株式数} + \text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使期間 権利行使期間：平成20年4月1日から平成23年3月31日まで(3年間)</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年1月1日) (至 平成16年12月31日)</p>
		<p>(7) 権利行使の条件 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要する。 対象者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 上記のほか、権利行使の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の消却事由および条件 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 本件新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p> <p>(注) 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。</p>